○財務省、経済産業省

三　株式会社日本政策金融公庫法別表第一第十四号の下欄の規定に基づき、特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要な施策の目的に従って貸付けが行われる長期の資金として主務大臣が定める件　二四 36 八

四　産業競争力強化法第四十一条第一項の規定に基づき指定金融機関を指定した件　二六 四

○国　税　庁

四　認定特定非営利活動法人を公示する件の一部を改正する件　三 三

五　手数料の納付を現金ですることができる事務所を指定する件の一部を改正する件　一〇 二

○文部科学省

一五　学位の種類及び分野の変更等に関する基準の一部を改正する件　三 21 三

一六　学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等の一部を改正する件　三 21 三

一七　学校教育法施行規則第百五十条第三号の専修学校の高等課程等を定める告示の一部を改正する告示　四 二

一八　学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準の一部を改正する件　二六 四

一九　大学、短期大学又は高等専門学校を設置する学校設置会社に関する審査基準の一部を改正する件　二六 五

四　重要文化財の管理団体の指定の解除の件　四 三

五　著作権法第三十七条第三項の視覚障害者等のための複製又は自動公衆送信が認められる者の指定の件　二四 四

○厚生労働省

二二　使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件　三 三

二三　療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する件　三 四

二四　厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、暫定調整係数、機能評価係数Ⅰ及び機能評価係数Ⅱの一部を改正する件　三 四

二五　平成二十六年における国民生活基礎調査の調査の期日、調査票及び調査票等の提出期限を定める件　三 21 三

二六　組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続を経た生物及び物の公表を行う件　二 三

二七　都道府県が行う補助金等の交付に関する事務の一部を改正する件　一二 28 八

二八　〃　一三 八

二九　地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の厚生労働大臣が指定する地域の一部を改正する件　一四 三

三〇　福島県の一部の地域における社会保険料及び労働保険料等の納期限等を指定する件　一七 五

○文　化　庁

三一　介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の規定に基づき平成二十六年度の医療保険者の納付金の算定に関して厚生労働大臣が定める率及び額を定める件　一八 四

三二　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第十八条第一項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める精神障害及び程度の一部を改正する件　一八 四

三三　補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間の一部を改正する件　一八 四

三四　平成二十六年度技能検定実施計画を定める件　二〇 34 一

三五　薬事法第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器の一部を改正する件　二二 四

三六　薬事法第二条第八項の規定により厚生労働大臣が指定する特定保守管理医療機器の一部を改正する件　二二 四

三七　薬事法施行規則第九十三条第一項の規定により厚生労働大臣が指定する設置管理医療機器の一部を改正する件　二二 四

三八　薬事法第二十三条の二第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器の一部を改正する件　二二 四

三九　薬事法施行規則第十二条第一項の登録事項を変更した旨の届出があった旨を公示する件　二二 四

四〇　労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の規定に基づき労災保険率表の細目を定める件の一部を改正する件　二五 三

四一　地方厚生局長及び四国厚生支局長が行う補助金等の交付に関する事務の一部を改正する件　二六 五

四二　国民年金法施行令第七条及び第八条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める国民年金の保険料を前納する場合の期間及び納付すべき額の一部を改正する件　二六 38 二三

四三　船員保険法の規定により申請のあった全国健康保険協会が定める期間の変更について認可した件　二七 三

四四　日雇特例被保険者に関する保険料額並びに日雇特例被保険者の負担すべき額及び日雇特例被保険者を使用する事業主の負担すべき額の一部を改正する件　二七 三

四五　労働者災害補償保険法の施行に関する事務に使用する文書の様式を定める件の一部を改正する件　二七 39 一四

四六　薬事法第二十三条の二第一項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた登録認証機関の基準適合性認証の業務を廃止した旨を公示する件　二八 三

四七　日本薬局方の一部を改正する件　二八 四

四八　薬事法第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器の一部を改正する件　二八 四